

岩見沢市告示 第 184 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年10月24日

岩見沢市長 松野 哲



1. 都市計画の種類

下水道

2. 都市計画を定める土地の区域

岩見沢市幌向町、幌向北1条6丁目から7丁目、幌向北2条6丁目から7丁目
の各一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3. 縦覧場所

岩見沢市 建設部 都市計画課

岩見沢都市計画下水道の変更（岩見沢市決定）

岩見沢都市計画下水道の「2. 排水区域」を次のように変更する。

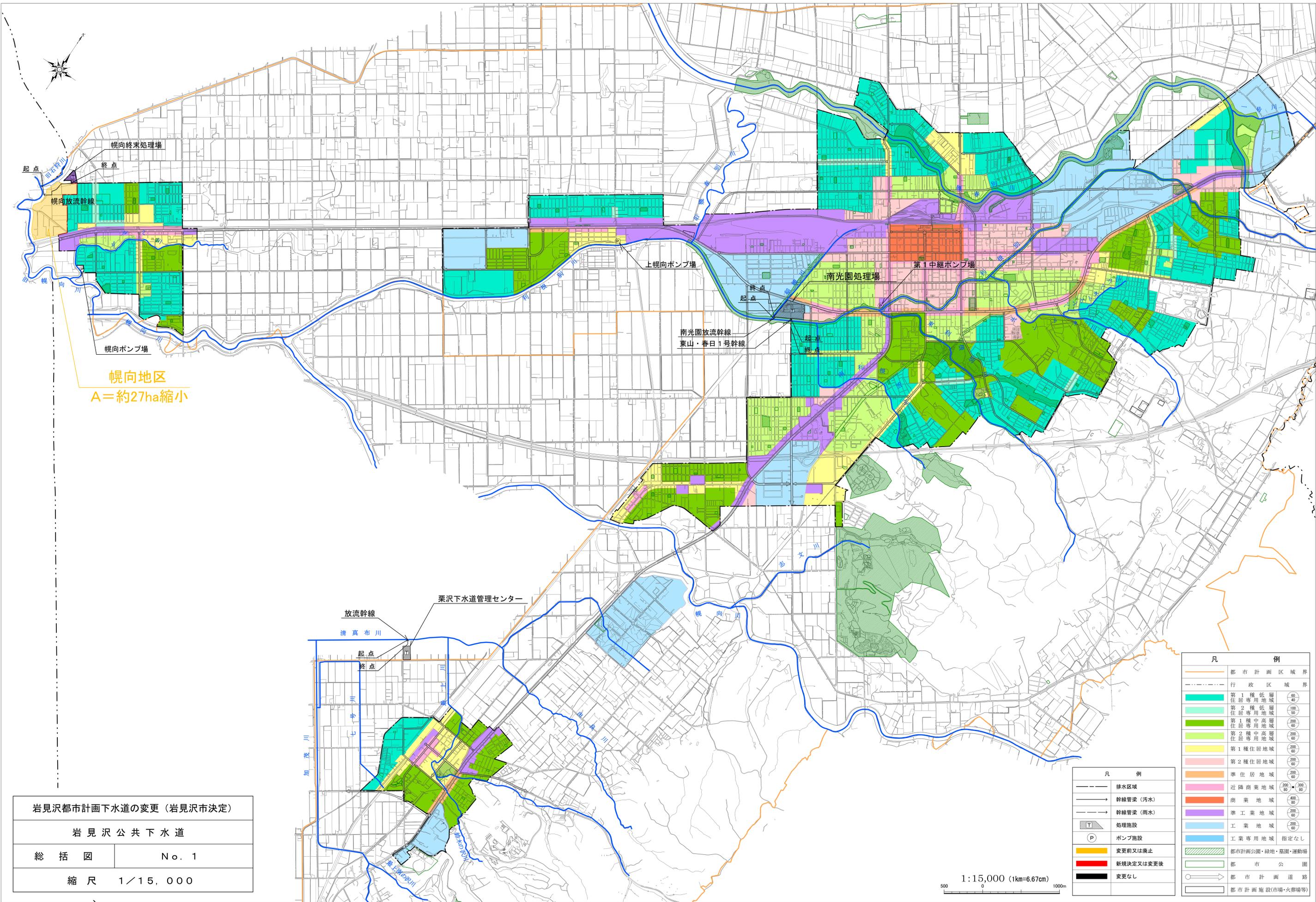
2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約3, 124 ha（うち処理区域 約3, 124 ha）

理 由

幌向地区は、民間の開発行為により宅地造成が進められてきたが、宅地需要の低下により、計画が取止めとなり、現状の土地利用は農地のままとされている。今後についても都市的な、土地利用が図られる見込みがないことから現状の農地としての活用を図るため、用途地域の変更に併せて、排水区域の縮小を行う。



岩見沢都市計画下水道の変更 (岩見沢市決定)

岩見沢公共下水道

総括図 No. 1

縮尺 1/15,000

幌向地区
A=約27ha縮小

凡 例	
	都市計画区域界
	行政区域界
	第1種低層住居専用地域 (60/40)
	第2種低層住居専用地域 (100/50)
	第1種中高層住居専用地域 (200/60)
	第2種中高層住居専用地域 (200/60)
	第1種住居地域 (200/60)
	第2種住居地域 (200/60)
	準住居地域 (200/60)
	近隣商業地域 (200/60)
	商業地域 (400/80)
	準工業地域 (200/60)
	工業地域 (200/60)
	工業専用地域 指定なし
	都市計画公園・緑地・墓園・運動場
	都市公園
	都市計画道路
	都市計画施設(市場・火葬場等)

凡 例	
	排水区域
	幹線管渠(汚水)
	幹線管渠(雨水)
	処理施設
	ポンプ施設
	変更前又は廃止
	新規決定又は変更後
	変更なし

1:15,000 (1km=6.67cm)

